

神保原駅北まちづくり協議会設置要綱

令和3年11月11日告示第172号

(目的及び設置)

第1条 地域の活性化やコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、神保原駅北まちづくり構想・計画を策定するにあたり、神保原駅北まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 神保原駅北まちづくり構想・計画の策定に関する事。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、19人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元地権者
- (3) 区長会
- (4) 関係団体
- (5) 行政機関
- (6) 公募で選任された者
- (7) 町長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。

- 2 会長は、会議開催7日前までに、開催日時、開催場所及び議題を委員に通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 4 会長が認めたときは、会議に委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 会議は、原則として公開するものとし、会議の公開に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(代理出席)

第7条 第3条第1項第3号から第5号まで規定する委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(会議録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別
- (6) 非公開の場合の理由
- (7) 出席及び欠席した委員の氏名
- (8) 会議の内容

- 2 会議録には、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解散)

第10条 協議会は、その目的が達成されたとき、又は協議会の設置の必要がなくなったときに解散する。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、まち整備課都市整備係に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月17日告示第213号)

この告示は、公布の日から施行する。